

## 令和6年白老町議会定例会6月会議会議録（第4号）

令和6年6月21日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 1時38分

---

### ○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第3号）
- 第 3 議案第 2号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第 3号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 5号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正について
- 第 8 議案第 7号 財産の取得について
- 第 9 議案第 8号 工事請負契約の締結について  
(令和6年度施行 街路灯改修工事)
- 第10 報告第 1号 令和5年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第11 報告第 2号 令和5年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第12 報告第 3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について
- 第13 報告第 4号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
  - (1) 一般財団法人白老町体育協会令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画
  - (2) 一般社団法人しらおい振興センター令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画
- 第14 報告第 5号 例月出納検査の結果報告について
- 第15 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第16 意見書案第3号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）
- 第17 意見書案第4号 下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）
- 第18 意見書案第5号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）
- 第19 意見書案第6号 地方公共団体職員の多忙化の解消を求める意見書（案）
- 第20 意見書案第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 第21 委員会所管事務調査の報告について  
(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

第22 諸般の報告

(次期所管事務調査の報告、所管事務調査期間の延期の報告、要望書等の配付)

第23 休会について

---

○会議に付した事件

議案第 1号 令和6年度白老町一般会計補正予算(第3号)

議案第 2号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 3号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)

議案第 5号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正について

議案第 7号 財産の取得について

議案第 8号 工事請負契約の締結について

(令和6年度施行 街路灯改修工事)

報告第 1号 令和5年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2号 令和5年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について

報告第 4号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

(1) 一般財団法人白老町体育協会令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画

(2) 一般社団法人しらおい振興センター令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画

報告第 5号 例月出納検査の結果報告について

承認第 1号 議員の派遣承認について

意見書案第3号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書(案)

意見書案第4号 下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書(案)

意見書案第5号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書(案)

意見書案第6号 地方公共団体職員の多忙化の解消を求める意見書(案)

意見書案第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)

委員会所管事務調査の報告について

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

---

○出席議員(14名)

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 水 口 光 盛 君   | 2 番 田 上 治 彦 君   |
| 3 番 氏 家 裕 治 君   | 4 番 長谷川 かおり 君   |
| 5 番 飛 島 宣 親 君   | 6 番 前 田 弘 幹 君   |
| 7 番 森 山 秀 晃 君   | 8 番 佐 藤 雄 大 君   |
| 9 番 前 田 博 之 君   | 1 0 番 貳 又 聖 規 君 |
| 1 1 番 森 哲 也 君   | 1 2 番 西 田 祐 子 君 |
| 1 3 番 広 地 紀 彰 君 | 1 4 番 小 西 秀 延 君 |

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

|               |               |
|---------------|---------------|
| 6 番 前 田 弘 幹 君 | 7 番 森 山 秀 晃 君 |
| 8 番 佐 藤 雄 大 君 |               |

---

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|               |           |
|---------------|-----------|
| 町 長           | 大 塩 英 男 君 |
| 副 町 長         | 大 黒 克 巳 君 |
| 教 育 長         | 安 藤 尚 志 君 |
| 総 務 課 長       | 鈴 木 徳 子 君 |
| 企 画 財 政 課 長   | 増 田 宏 仁 君 |
| 政 策 推 進 課 長   | 太 田 誠 君   |
| 税 務 課 長       | 高 尾 利 弘 君 |
| 町 民 課 長       | 久 保 雅 計 君 |
| 健 康 福 祉 課 長   | 渡 邊 博 子 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 齋 藤 大 輔 君 |
| 高 齢 者 介 護 課 長 | 森 誠 一 君   |
| 生 活 環 境 課 長   | 工 藤 智 寿 君 |
| 経 済 振 興 課 長   | 三 上 裕 志 君 |
| 農 林 水 産 課 長   | 菊 池 拓 二 君 |
| 建 設 課 長       | 瀬 賀 重 史 君 |
| 上 下 水 道 課 長   | 山 本 康 正 君 |
| 学 校 教 育 課 長   | 富 川 英 孝 君 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 伊 藤 信 幸 君 |
| 消 防 長         | 本 間 佳 令 君 |
| 病 院 事 務 長     | 本 間 力 君   |
| 病 院 参 事       | 温 井 雅 樹 君 |
| 代 表 監 査 委 員   | 野 本 裕 二 君 |

---

○職務のため出席した事務局職員

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 本 間 弘 樹 君 |
| 主 幹     | 小 山 内 恵 君 |

---

◎開議の宣告

○議長（小西秀延君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西秀延君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、6番、前田弘幹議員、7番、森山秀晃議員、8番、佐藤雄大議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第3号）

○議長（小西秀延君） 日程第2、議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは、議1―1をお開きください。議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度白老町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,142万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億5,142万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月14日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 25ページの生涯学習講座開設負担金と27ページのスポーツ習慣化定着事業について、ほかの議員からも手が挙がったのだけれども、最初でなくてもよかったのだけれども、それでちょっと質問します。

まず、25ページの部分、ここに熱中小学校って、こうあるのです。この取組に負担金を出すとしていますけれども、これは初めて町で取り扱うと思うのだけれども、熱中小学校とはどういう学校ですか、これ。それで、白老町だけではなくて、調べたら法人みたいなのですけれど

も、どのようにこれは運営されているのか。

もう一つ、令和5年4月に開設したと、こうありましたけれども、それは白老町での開校を言っていると思うのですけれども、この1年間の事業展開と白老町での事務所とかスタッフはどのようになっていますか。

次に、27ページです。スポーツ習慣化定着事業、後でまた言いますけれども、ついにここにきたかというような感じです。この概念図、サイクル図を見ても正直な話分かりません。個々でどんな活動をするのか、それで行政がどこの位置にあるのか、そういうことがあるので、何点か、若干質問の数は多くなると思いますけれども、ゆっくり言いますからメモをして丁寧に答えてください。

まず、スポーツ習慣化定着事業は国の補助金を活用して全国の自治体で展開されています。そこで、北海道もやっているのですけれども、白老町も取り入れるのですけれども、北海道の中で取り組んでいる自治体は何件ぐらいありますか。

それと、事業概念図というのか体系図で説明されていますけれども、現実的に現場で誰がトップで一元的に指揮監督するのか。これを見ると各担当課に関わると書いているのだけれども、これは誰がその部分で監督するのか。責任、次元的なもの。

それと、各課に関連して経費がかかる分、多分あるのかと思うのです。そういう場合は各部署で担う事務事業に係る経費とか財源、予算、これはどうなのですか。この概念図から、こういう事業で各課でやりたいからって要求するのか、答弁があると思いますけれども、一元的な中できちんと指揮命令でこういう事業だからこうだと整理されるのか。

それと、同じこと、一元的に責任を負う体制の整備です。3つ目。

それで、図の中心にある相談、あっせん窓口、運動、スポーツというのは、これはどこが担うのですか。ここが一元的になるのかな。よく分からないのです。だから、責任が明確にならないのです。

そして、まず取りあえず国の補助金ですけれども、この補助金の事業期間はいつまでですか。

そして、業務委託料の897万3,000円の内訳、それと委託料が、委託に出しますけれども、ここに関わる、多分どこかに絡んでくると思いますけれども、委託事業者の選定方法はどうか。まず、そこだけ聞いておきます。

○議長（小西秀延君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） まず、1点目の熱中小学校に関するご質問でございました。こちらは令和5年4月から白老校が開校したということになってございまして、今回提案させていただき補正予算、50万円計上させていただきましたが、今回企業版ふるさと納税を寄附いただく中でのこの趣意に沿った形での50万円の計上をさせていただいたものでございます。熱中小学校に係る事業運営というような目的の中で寄附いただいたものになってございまして、こちらは実は令和5年度にも同じような企業版ふるさと納税をいただき、100万円を未来を拓くひとづくり事業ということで予算を組まさせていただきました。今回は2回目ということになってございます。

熱中小学校の状況でございましてけれども、全国各地に熱中小学校という運営をしている中で

白老町の熱中小学校につきましては当初旭川の江丹別分校と白老校という連携の中で立ち上がっているものでございます。もう一度7歳の目で世界を見ようというコンセプトの下に大人が学び直しをする場ということで、現在アメリカも含めて全国各地に20か所での活動が行われております。その中で今回白老校が分校として昨年度からスタートをしているというようなこととございます。実際に熱中小学校の白老校の運営につきましては、しらおい創造空間「蔵」が運営している状況となっております。毎月1回程度のペースでオンライン参加も含めた各講師を招いての学びの場ということが展開されてございます。白老町におきましては、講義1回当たりおおむね20名前後の会場参加のほかにオンライン参加も5名程度いらっしゃるということで報告を受けているところでございます。

それと、2点目以降のスポーツ習慣化事業のご質問でございました。まず、スポーツ庁のスポーツ習慣化促進事業の北海道内の採択の状況はどうなのかというご質問だったかと思えます。北海道内では小清水町ですとか中札内村がこれまで採択を受けているということで私のほうで把握をしてございます。

それと、今回のスポーツ習慣化促進事業に係る現場での監督体制というようなこととございますけれども、今回特にスポーツ習慣化促進事業を進めていく主体となっていく大きな事業としましては、町内くまなく健康増進キャラバンということでスポーツトレーナーを派遣をし、各会館を活用しながら身近な場で体を動かす機会を提供していくということになってございます。こちらにつきましては、今回予算計上させていただきました委託料の中でスポーツ習慣化促進業務の委託ということで発注はしていきたいと考えてございます。発注内容としましては、まずは運動、スポーツ習慣化のためのコンサルティング業務が1点、それと健康増進キャラバン等の参加者に対してアンケート等の作成、そしてデータ収集、集計、効果分析業務、ここには大学との連携の中で科学的根拠をもって行うということを決めてございます。それと、先ほど申しました健康増進キャラバンの運営を行っていく、それと運動習慣化の相談あっせん窓口のご質問がこの後にありましたけれども、こちらのあっせん窓口についてもこの業務の範疇の中で組んでいるということになります。それと、キッズトレーナーの養成に関しても健康増進キャラバンの一環の中で運営をしていくということになってございまして、基本的には町として発注をさせていただきますので、業務を請け負う事業者がきちんと現場監督をしていくということになりますし、発注する生涯学習課がきちんと管理監督をしていくということになります。

それで、ちょっと飛びますけれども、あっせん窓口のご質問がございまして、基本的には相談、あっせん窓口でございまして、スポーツトレーナーですとか理学療法士を配置をさせていただこうと考えてございます。いきいき4・6の窓口にはスポーツ、相談あっせん窓口を今回設置をさせていただきまして、おおむね2週間に1回程度窓口に人を配置をさせていただこうと思っています。それで、総合保健福祉センターの中に配置をさせていただく中で保健師ですとか管理栄養士、健康福祉課と高齢者介護課とも連携をしながら、全体的な健康相談の一連の中でスポーツ、運動に関する窓口も設けていくというような考えとなっております。

それと、今回の補助事業でございまして、こちらは今回採択を受けまして、補助期間は来年

3月31日までという単年度補助ということになってございます。

委託の内訳のお話でございましたが、先ほど申し上げました委託仕様書に基づきましてそれぞれの業務内容に沿って今回積算をさせていただいているということになります。この後ご審議いただく中で予算がつきました後には、この後の業者の選定作業を契約等審議委員会の中で進めていきたいと考えてございまして、担当課としましては今回産学官の連携協定を結んでいくという方向の中の業務の進め方につきましては、スポーツ習慣化促進事業の取組に関しましても北海道大学のご賛同をいただく中で進めておりますので、ここの業務につきましては今回の連携協定に沿って委託契約を進めていきたいと考えているところでございます。

それで、今回特に健康福祉課、高齢者介護課、そして生涯学習課がそれぞれの連携の下に進めていくことにはなりますけれども、先ほど申し上げました相談窓口に関しましては先ほどのスポーツ習慣化促進業務の中にスポーツのあっせん窓口を設けていきますし、そこに関連していろんな健康相談が出てきます。それにつきましてはこれまで同様いきいき4・6での相談窓口と連携しながら進めていくこととなりますし、基本的には他課がそれぞれ予算を生じて物を動かすということは想定してございません。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 申し訳ないけれども、なかなかイメージが湧かないのです。

次に行きます。それで、熱中小学校の関係だけでも、調べれば熱中小学校は政府の地方創生推進交付金の支援を受けながら展開すると、こう言っているのです。単独ではないのかな。そういうことで一応紹介がありました。そこで、事業負担金を50万円も出す理由、根拠、これについて中身がちょっと分からない。それで、なぜ聞くといったら、令和5年度にやったというけれども、講習料を取って何かやっていましたよね。今回町が負担金を出すから、後でも質問するのだけれども、そういう関連性を聞いているのです。

それと、講座に出席する受講料の扱いはどうするのかということですが、50万円負担するのに。また、見たら結構受講料が高いのですけれども、取って、そして負担金を町が出すということなのか、その辺の整合性を整理してほしいのと、先ほど「蔵」が運営しているという答弁があったけれども、熱中小学校の運営と「蔵」の運営団体の関係性はどうなっているのか。

あまり細かいことを質問するなと思っているか分かりませんが、私はどうも納得しないので、本当によくやってほしいのだけれども、それでスポーツ習慣だけでも、医療と連携した地域における運動、スポーツの習慣化により強固なものとするとしているのです。この習慣化させる取組というのは非常に長いと思うのです。これは、答弁にあったように補助金1年でやれるものではないと思います、データも出てきますから。その辺のその流れはどうかと思うのです。それで、先ほど言ったように役場の関係課は従来どおりだというのだけれども、その辺の連絡調整というのは、先ほどちょっと説明を聞いて分かるのだけれども、それがきちんと整理されないとこの事業効果は出てこないと思うのです。

それと、今言ったことに関して、ここが大事なのです。この事業の目的からしても補助金事業が終了しても事業継続となるのか、将来的には補助金がなくても町単費で事業の継続を目指すのか、町とする場合は事業をいつまで見込んであるのか。それに対する財源もあります。

それと、課長のいろいろな答弁を聞いたら、ここの真ん中の相談、あっせん窓口の答弁があったのだけれども、そうするとデータの関係も出てくるのだけれども、いろいろなネットワークを使ってやるのだけれども、これだけの事業を展開するときに受託者の事務所とかは白老町に設置するのか、その辺は入札というのか公募するときどういう条件になるのか、それをお聞きしておきます。

○議長（小西秀延君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） まず、1点目の熱中小学校の受講料と負担金のご質問でございました。令和5年度から白老分校がスタートしておりまして、基本的に白老町のみならず、熱中小学校の運営スタイルは参加者の受講料で賄っていくというようなスタイルの運営となっております。今回予算を50万円負担金ということで出させていただきました経緯としましては、実際に熱中小学校の運営の母体となっている企業様から白老町に企業版ふるさと納税をいただく中で熱中小学校の運営全般に係る寄附をいただいた、そのお金を活用させていただき、負担金ということで運営母体にお出しするということになります。そういう中で一定限受講料につきましては参加者からいただくこととなりますが、今回は企業版ふるさと納税の中での寄附の趣意に沿って運営サイドに負担金としてお出しをさせていただくというものになります。

それと、熱中小学校の江丹別との関係性でございます。当初白老分校は旭川の江丹別分校と合同で、運営につきましては江丹別校で当初は担っていたところでございますが、江丹別校での事務局体制につきましてはもう終了しまして、白老校が一本化をして令和5年4月から進んできていると報告を受けてございます。

それと、スポーツ習慣化の部分でございますけれども、この効果の在り方、事業効果に関するご質問でございました。今回スポーツ習慣化を進めていくという目的は、特に運動、スポーツの習慣のない方をいかに引っ張り出していくということが大きな目的の一つで、そこに当たってきちんと数値をもって効果検証を表していきましようというようなことで産学官連携を組ませていただきましたので、当然これは1年で効果が出るものではないのだろうと私も考えてございます。今回補助金のルールとしましてスポーツ庁では単年の補助となっております。先ほど北海道内の事例で小清水町ですとか中札内村も採択を受けていますというお話をさせていただきましたが、これまでもこういった採択を受けた市町村では単年単年で事業効果をしっかり定めて、その中で次年度に向けてもう一度課題を整理する中で補助申請をしていくという流れでおおむね3年程度受託しているということはスポーツ庁の担当者から伺っているところでございます。そういう中では、これは当然今回単年度、来年3月までの補助事業ということで組ませていただいておりますが、今後の継続性に関しましては今回初の試みでしっかりと参加者の声を聞くだとか、事業効果を踏まえた中で次年度以降は継続できるようなことでもう一度組立てをしていくというか、そういう中でまた予算が伴いますので、庁内検討を踏まえた中でまた議会にもお諮りしていかなければならないと考えてございます。

それと、先ほどのご説明と重複するかもしれませんが、今回産学官の連携の中でこの取組を進めていくということで考えてございます。そういう中では特に公募要件の中に白老町を拠点

にだとか、そういうような要件を付す考えはございません。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） では、この事業は補助金が単年度だけれども、もし次年度以降つけば3年間やる可能性はあるというような解釈でいいですか。それで、もしなければやめるのか、単費でやっていくのか、その辺はきちんと整理しておいたほうがいいと思います。

それで、公募と言いましたけれども、5月29日かな、全員協議会の事業推進プランの資料の中で産学官の中で産の固有名詞がもう出ているのです。そういう前提になっているのかどうか分かりませんが、一応公募にしていますけれども、あそこに書いている固有名詞についてはどういう意図で出しているのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

それと、1つだけ具体的に聞きます。スポーツと医療の連携の役割というか例なのです。身体的には医療機関を受診した者が医学的評価に基づき医師が推奨する運動、スポーツの情報を踏まえて、健康運動指導士っているのかな、これは白老町で誰が該当するの分かりませんが、助言を参考にしつつ、運動、スポーツを楽しめるようにすることを目指しますと1つあるよね。そうしたら、医療機関を受診、受診させるのは強制的というか、しなさいよって、いろいろな受講者を募集するみたいだけれども、受診する本人が行ったときに持ち帰ることがある、この辺の状況、医療機関との関係とか、医師からどのように情報が出されるのですか、これ。これは北海道大学の関係になるのかな。そして、うちでいえば健康運動指導士って誰なのか分からないけれども、これを確保して、そして指導すると。このサイクルの対応にしても、こういうことで上がるということでもいいのですか、ほかは別にしても。一番言っている健康100年だか健康年寄り云々という、ここが見えないのです。第三者が絡んでくるのです。では、私は高齢者でプールに行っている。では、誰かがそういう名簿なり、あるいは人間ドックのを見て、今やっている私たちのこのものに行ってくださいとか、そこから名前を抽出して、病院に行ってあなたはどの運動をしたらいいか指示を受けてくださいと、来なさいとなるの、これ。具体的に教えてほしいのです。皆戸惑っているのだ。みんなというか、前の説明を聞いている人方。一つの例です。だから、私が言ったのは分からないというのです。これは駄目だと言っているわけではないわけですから、その辺をひとつ。そういうことです。

あと、町長に聞きますけれども、令和5年8月30日にサフィールヴァとスポーツ関係の包括連携をしていますけれども、これで10か月ほどたっていますけれども、そのものがこれの根っこになっているということで理解していいですか。10か月でもう事業化になるのです。すごいスピードなのだけれども、これは。そういうことです。

○議長（小西秀延君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） まず、5月29日の全員協議会で産学官連携の推進についてというご説明をさせていただいてございました。ここの産学官の記載の中で、産はサフィールヴァ、官は白老町、学は北海道大学ということでご説明をさせていただいております。この産の関係性につきましてですけれども、今回こういう3者連携を進めていきたいと思いますという、特に学である北海道大学の協力姿勢というところに行きますと、これまで昨年からサフィールヴァと包括協定を結んで、白老町もこれまで以上にスポーツ振興を進めていきたいという思いでいろいろ

取組を進めてまいりました。今回ご提案させていただくスポーツ習慣化促進事業、そして旧社台小学校の取組もそうなのですけれども、こういうような取組を白老町でサフィルヴァが連携をして行っているということに対しまして北海道大学がぜひご協力をさせていただきたいというご意向を示してくださいました。これは当然白老町だけが進めているから北海道大学がこうなったわけではなく、大きな要因はサフィルヴァの広いネットワークの中で北海道大学がご賛同いただいていると考えているところでございます。

次年度以降の継続のお話でございましたけれども、担当課としましては単年度でなかなか効果は見えない事業でございますので、これからも継続していきたいという思いでございます。そういう思いの中では次年度以降も補助金は取っていききたいと思っておりますし、これが補助金がないにしても、やはり効果を見ていくには長い目で見なければならぬと思っておりますけれども、こちらの次年度以降の部分につきましては先ほどのご答弁のとおりしっかりと毎年効果検証を持った中で継続の判断をしていく必要があると考えてございます。

そして、今回の大きな概念図の中のご説明が不足していたというようなご指摘でございましたけれども、今回特にどう進めていくのかというところでございますけれども、議員がおっしゃられたスポーツ庁の要綱の中にいろいろ今回の補助金交付要綱の中の選択肢がございまして、

1つは、議員がおっしゃったとおり、医療と連携して地域における運動、スポーツ習慣化の取組というのがまず選択肢として1つございます。それはしっかりと医療機関と連携をする形のメニューでございました。今回町としてメニューに手を挙げたものにつきましてはこの項目ではなく、介護予防を目指した取組、今回のスポーツ習慣化の取組をしていきたいというメニューに今回申請をさせていただきました。そういう考えの下、今考えているのは町の健康福祉課が行う国民健康保険ですとか後期高齢者の特定健康診断を毎年行っておりますけれども、その結果に応じて、健康状態を見ながら、その受診者が運動、スポーツをするほうが効果的に健康状態がよくなりそうだとか、そういう指導の一環の中に健康増進キャラバンですとかスポーツへの仕向けというところを介入する形になっております。ただ、一定限医療機関につきましても今回スポーツマップというものを活用しながら、医療機関、特に町立病院のお医者様にもご協力をいただいて、定期受診の患者の中に運動したほうがいいだとかという受診者がおりましたら、そちらにお声かけをしていただくようなことも想定をしているところでございます。一応そういうような、先ほどの補助メニューにつきましては選択肢がいろいろある中で、町としては介護予防を目指した形で取組を進めていきたいというような考えでございます。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） スポーツ習慣化定着事業のご質問でございます。まず、この事業につきましては、スポーツ機会の充実であったりですとか、あとコロナ禍を受けて町民の皆さんがやっぱり外に出られない、運動ができないというような状況の中で、運動、スポーツと健康というようなことで、これはある意味この事業についてはチャレンジ事業でございます。白老町がほかのまちよりも先駆的にチャレンジをする事業だと位置づけております。

そういった中で、今回この事業を展開していく上で産官学ということで北海道大学、そしてサフィルヴァということで、やはり行政の力だけではこの事業というのは展開できていかない

と思っておりますので、これは民間のお力を借りて町民の皆さんのための健康増進に邁進してまいりたいと思っております。昨年8月にサフィールヴァと連携協定を結ばさせていただきました、これまでも様々に、今回の牛肉まつりでも子供たちを中心にスポーツ縁日ですとか、あと子供たちを中心に様々にスポーツのお祭りを開催していただくなど、この連携協定に基づいた中でしっかりと事業展開をしていただいていると私は認識しております。

○議長（小西秀延君） 12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君） 12番、西田祐子でございます。17ページの（3）、地域女性活躍推進事業、これは北海道の補助金が344万3,000円入っているということなのですけれども、委託先が特に説明がなかったような気がするのですけれども、どこに委託されるのか、どういう相談を受けるのか、その辺をもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

2点目が25ページの未来を拓くひとづくり事業で、これは熱中小学校、前田議員も質問されていますけれども、私も熱中小学校に行かせていただきました。熱中小学校の主催者の方の物すごいネットワークだなと思いましたが、例えばテレビ局のアナウンサー、夕方に出ている有名なその方のお話を聞くとか、それとアニメで有名な新海監督がいらっしゃって、皆さんも多分アニメを見たことがあると思うのですけれども、新海監督のアニメ。普通は3万円や5万円払っても新海監督の講演はチケットが全然取れないというくらい有名な方なのですけれども、申し訳ないけれども、僅かこんなお金で白老町までわざわざ来ていただけるのかとびっくりいたしました。新海監督にお伺いしたのです。すみません、こんな白老町のような田舎に来ていただいて本当にありがとうございます。いいのでしょうかってお伺いしましたら、新海さんはすごくいい方です。いや、白老町のおいしいものを今夜食べて、そうしたら飛行機に乗って今夜はもう家で寝れるから大丈夫だよと言ってくださいました。それだけ主催者の方々というのはすごいネットワークを持っていらっしゃるのだなと。ですから、会費がたしか2万円ちょっとしたのかな、年間だったら。すごく安いなと思いましたが。ところが、行ったらびっくりするくらいそういう内容なのですけれども、PRが足りないとか何と、そういうすばらしい方が白老町にわざわざ来てくださって、そして講演していただけるということが全然知られていないというのはもったいないなと思っておりました。今回50万円この主催者から町に寄附して、また熱中小学校にということなのですけれども、今回こういうことまでしていただけるということは、つまり白老町に本気になって熱中小学校を努力して広めてほしいという主催者の熱い思いがあるのだと私は思うのですけれども、その辺がちょっと説明では全然聞こえてこないような気がするものですから、私はこれをこのまま白老町からなくしてしまったら非常にもったいないと思うものですから、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（小西秀延君） 工藤生活環境課長。

○生活環境課長（工藤智寿君） それでは、17ページの地域女性活用推進事業について概要を説明させていただきます。

こちらにつきましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして本町で第5次男女共同参画計画書という計画をさせていただいてございますが、その中において施策の基本的方向と具体的な取組を定めておまして、都道府県及び市町村が地域の実情に応

じて女性の活躍推進に資する取組を支援するというような中身でございます。また、本年4月1日に施行されました困難な問題を抱える女性への支援に関する法律ということで、この第4条の中に地方自治体の責務として掲げられております。本町としましては令和3年度からこの事業を実施してございまして、主な内容につきましては相談できる居場所の提供、それからSNSを活用した相談体制整備、それから町内各地で移動サロン、これは月2回、公民館等公の施設を使って実施させていただいております。また、町内の関係機関との連携による相談窓口の周知、それから情報収集、それから関係機関との連携による生理用品の提供等も行わせていただいております。そのほか地域コミュニティキーパーソンの養成講座ということで令和4年度から実施させていただいております。それぞれ各年度において実績はありますけれども、昨年度でいいますと相談件数は87件あったというような状況でございます。中身につきましては、NPO法人に委託をさせていただいて。やっているところはウテカンパです。

○議長（小西秀延君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 2つ目の熱中小学校について私からご答弁を申し上げたいと思います。

私もこの中身について熟知しているわけではございませんけれども、一流の講師をお呼びして、その学びを通して人づくり、あるいはまちづくり、これに資する活動だと理解をしております。そういった意味ではその思いのある方々、団体というか、そうした方々を教育委員会としてもできるだけ支えながら、最終的には先ほど申し上げたようにまちづくりや人づくりにつながるものですから、この事業は大切に考えていきたいと思っております。

○議長（小西秀延君） 12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君） 地域女性活躍推進事業、これをやっていらっしゃって委託するのは分かるのですが、女性の本質的な悩みって今言ったところのそういう問題だろうか。白老町に、私は先日も一般質問しましたけれども、女性が白老町の中で働いていける、自立して暮らしていける、そういう環境づくりが大事だと思うのです。そういうところに重点を置いた相談体制にぜひなってほしいというのが私の希望です。そここのところがあれば白老町に女性にたくさん住んでいただいて、そしてまた恋にもつながるだろうし、少子化対策にもつながっていくのだと思うのですけれども、そういうところの視点をもうちょっと強く持てるような役場の体制とか、また委託する先ももうちょっと、そこが駄目だと言っている意味ではないのですけれども、そういうことも協力できるように、少しぜひ考えていただければと思います。

2点目の熱中小学校、教育長からそういうお言葉をいただきました。私はやはり、一般の大人もそうなのですが、できれば中学生とか高校生とか若い世代の人たちも参加できるようなものがあつたらいいと思うものですから、ぜひ何か事業があるのだったらPRするとか、そのための協力を各学校にチラシを作るとか、それとか広報にきちんと大きく載せるとか、そういうようなことをしていかないと、結局は白老町から参加者がいないということで撤退されてしまったら何の意味もないので、その辺をぜひ考えていただければと思います。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 2点ご質問いただきました。まず、1点目が地域女性活躍推進事業と

ということで、西田議員からの一般質問を含めて女性に優しいまちづくりというような観点かと思っております。この地域女性活躍事業につきましては、担当課長からお話をしたとおり3年目というような状況の中で、委託先の法人の皆さんが一生懸命本当にやっていただいて、女性の居場所づくりですとか相談体制ということでもしっかりとやっていただいているとまちとしても本当に感謝申し上げているところでございます。昨年度は女性のあいプランということで、男女共同の推進計画ということで、町ではあいプランを改定して策定をさせていただきました。そのあいプランの中でもしっかりと女性の居場所づくりですとか相談体制を確立していこうということでの計画策定も進めておりますので、議員のご指摘のとおりしっかりとそういった女性に対する相談体制の強化についてまちとしても取組を進めていきたいと考えております。

それと、もう一点、熱中小学校の関係でございます。昨年4月に白老校が開校したということで、実はこの開校式に私も出席をさせていただきました、ご挨拶をさせていただきました。その中で、やはりこの熱中小学校、様々な町内外の方々もいらっしゃって、その際にお話をさせていただいたのですけれども、熱中小学校は6回あるので、うちのまちにはJRが6駅あるので、それぞれ皆さん歩いてくださいというようなお話もさせていただいたのですけれども、そういった状況の中でしっかりと関係人口の創出にも一翼を担っていただいているというような状況の中と、あと食と文化をテーマにした熱中小学校のPR活動というのも行っていて、その中でも私は僭越ながら参加をさせていただいて白老町のPRもさせていただきました。そういった中ではしっかりと行政としてもこの熱中小学校の支援というか下支えというのはさせていただければと思っております。

○議長（小西秀延君） 10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君） 10番、貳又です。ページ数は27ページ、10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、スポーツ習慣化定着事業1,239万5,000円についてお伺いいたします。

先ほど大塩町長から白老町は先駆的モデルを目指すという、そういった思いを聞かせていただきました。これはスポーツ庁の事業でありますから、白老町にとってこの中身をいかに深めるか、評価をいただくかで白老町の今後のまちづくりに大きくつながるチャンスであるとともに、一方でこれは中身が伴わなければかなりマイナスに動く、これは私からするとちょっと大きな賭けに出たと感じております。その中で、まず3点質問いたします。このプロジェクトの進行管理であります、これは生涯学習課ということになりますでしょうか。

2点目です。ソフトとハードについて。この事業はソフト事業です。やはりこれを持続可能なものにするためにはハード、これが必要であります、再度確認ですが、旧社台小学校と連動しながらのソフト事業なのかということが2点目。

3点目、これは町民課になります。特定健康診査の受診率が上がった場合に、今は制度としてあるか分かりませんが、1年間で10ポイント高くなれば国からのインセンティブ報酬が入るわけですから、町民の方が健診を受けて、そしてその方々に対して保健師が指導した場合に、これも国からインセンティブが入るわけであり、その部分を数値的なもの、金額的なもの等を押さえていければお聞きいたします。

○議長（小西秀延君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 私から最初の2つについてお答えしたいと思います。

今回のスポーツ習慣化定着事業の進行管理につきましては、議員がおっしゃるとおり生涯学習課がしっかりと管理監督をしていくということになります。今回旧社台小学校の利活用に当たっても、お示しをしたとおり元気まちしらい100年健康プロジェクトということで、役場の中では6課が連携をして取組を進めていきますというご説明をさせていただいております。その中に、今回特にスポーツ習慣化に関する取組の大きな主軸としましては、私どもの課に加えて健康福祉課、高齢者介護課ともしっかりと打合せをした中で今回事業計画を立てさせていただいておりますので、この3課がしっかりとこれからの進行管理をしていきますし、事務局としましては生涯学習課がきちんと担っていくという考えになります。

そして、今回は定着事業はソフト事業ということになりますけれども、まずは習慣化事業をしっかり進めていく中で一人でも多く運動習慣を身につけていく、それに伴って様々な数値の改善につなげていくということになりますので、ここの進め方につきましては、今回5月にお示しをした旧社台小学校での複合拠点の考えの中に健康づくりに関する事業も展開していきたいというご説明をしておりますので、そこの事業と連動するとか、町民の皆さんが健康増進キャラバンを選択するですとか、そしてもっと専門性のある展開を旧社台小学校でも進めていきたいと思っておりますし、そういう中で広く町民の皆さんが選択制を持った運動の機会を確保できるような考えを持っておりますので、基本的にはそういう連動性を持って進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

---

再開 午前11時05分

○議長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） すみません。私からまず今回のスポーツ習慣化定着事業の健康効果をフィードバックする取組、その流れを少しご説明、ちょっと足りないかと思ひまして、補足をさせていただきたいと思ひます。

今回の取組の中で健康増進キャラバンでそれぞれ参加された皆さんにきちんと体組成計ですとかロコモ度のチェックだとかをさせていただきながら、いろいろ専門的な見地で大学にもお力を借りてその効果をはかっていくということになります。それで、参加者の皆さんにつきましては初回の参加、そして3か月ごとに健康増進キャラバンの中で測定会を実施しまして、その結果を参加者個人に健康通知書ということで数値をお示しすることを考えてございます。その中でどう数値の改善が現れたかと参加者本人にもきちんと理解をしていただくことと、併せましてこの健康増進キャラバン参加者の中でいろいろ聞き取った健康に関する悩みですとか、あと指導するスポーツトレーナーが見た中で気になった点につきましてはきちんと町の保健師なり管理栄養士と情報を共有しながら、その後の保健指導につなげていこうと思っております。

また、国保の特定健康診査の受診者に対しましては、健康指導の中で健康増進キャラバン等

に誘導をし、その結果につきまして先ほどご説明したようなスポーツトレーナーと連携を取りながら保健師、管理栄養士による保健指導として定期的な面談を行ったり、そして血液検査だとかエコー検査といったような追加検査も場合によっては行っていくというようなことで専門的なフィードバックにつなげていきたいと考えてございます。

それと、先ほど前田議員のご質問の中で熱中小学校の今回50万円の負担金の考え方、私のほうで企業版ふるさと納税をしていただいた企業のご説明はしましたが、主催企業ではなく賛同された企業からの寄附を今回50万円の負担金ということでお出しするということになります。すみません。おわびして訂正をいたします。

○議長（小西秀延君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 遅くなりまして申し訳ありません。特定健康診査の受診率の関係でお答えいたします。ご質問のありました特定健康診査の受診率が向上した場合のインセンティブでございますが、例えば令和6年度の部分でいきますと、これは令和3年度の実績を使うのですけれども、例えば前年と比較して受診率が3ポイント向上している場合20ポイントですとか、そういうようなことでインセンティブがあります。また、指導率につきましても同様の傾向でございます。実施率が向上している場合、例えば5ポイント以上ですと25点というようなことで配点がされております。ただ、これは毎年国の予算などが変わりますので、全体の配点の合計点数が変わったりしますので、金額については毎年変わるということでございますし、また実施率については3年前の数字を使うものですから、向上した場合3年後に受診率向上の結果が反映され、交付金が増えて交付されるということになります。

○議長（小西秀延君） 10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君） 10番、貳又です。まず、生涯学習課長の答弁の中で単年度で効果が見えないなどということをおっしゃっているのだけれども、私としてはこれでは問題だということなのです。今回の補足説明の関係でいくと事業効果というのは分かりますけれども、一番大事なのはこの事業をやってどんな成果が出るかということなのです。例えば1つ言うと、健康増進キャラバンをやって町民の方々に参加を促すというのですけれども、各委託の中で発注を加えている中でアンケートをいただいてデータを分析するのだろうけれども、町民の方々参加人数といったら何人って目標にしているのですかということ。

それからあと、国が今どんな動きになっているかということをお私たちはきちんと把握しなければなりません。今は高齢化が進んでお医者様が少なくなっている中で、働き方改革、働いていますよね。それで、今何かというと、では町民が例えば町立病院にかかる、でもお医者様は一人の体なので何人も診れないわけです。だけれども、そこを保健師が健康指導することで町民が町立病院に行かずとも、予防段階で保健師が指導することで国は自治体さん、ありがとうございますということで保健師が指導していただいたらインセンティブは働くわけです。かつては特定健康診査の受診率が二十数%なのかな、それが1年間で一気に10ポイント上がったなら、これはよくやってくれましたって国は褒めていただいて、またプラスアルファのインセンティブを払うわけなのです。私が言いたいのは、この事業、1,200万円の金を投入するけれども、産学のほうにお金が行くでしょう。だけれども、そこでこの効果として町にはお金が入る

のです、特定健康診査の受診率だとかが上がり、そして保健師が保健指導したら。だけれども、課長から説明があった、ここでも保健指導するというのですね、この事業の中でも。でも、それが何も特定健康診査と絡まない保健指導だったら国からも何も生まないのです。であれば、私からしてみたらこの産学連携の中で1,200万円も払うなら保健師にその分、拘束されるわけです。そうしたら、この委託料の中から保健師にお金を払ってくださいなんて言いたいぐらいです。ということなのです。

ですから、このプロジェクトにおいては、私はもう一つ言う。進行管理、これは生涯学習課だけだというのですけれども、これは全くもって失敗します。この進行管理は政策推進課なり企画財政課なり、町民課ももちろん入る。そういった中で進行管理しなかったら、これは大塩町長が目指すモデルになんてなりませんよということなのです。我々だって1年後、3月にいやいやいやと、これ健康増進キャラバンで町民100人参加していただきましたよと、アンケートを取って、採血して、結果が運動したらよかったです。それって私たちが評価をできますかということなのです。ですから、しっかりとしたお金の効果なり、ではお金の効果ではなくても町民の方々にどのようなサービスで貢献するのかということを見せなければなりませんよ。これからでは旧社台小学校を活用するといつて何億円かけるのですかと。では、その部分で特定健康診査で我々は今50%を目指すのだと。要は道内でも富良野市とかに負けないぐらいのトップクラスの特定健康診査の受診率を上げるのだ、それこそが健康のまちだよということになったときにスポーツ庁も気づくわけです。スポーツの観点だけではなくて厚生労働省の観点からもいつだってこんなになんとなるのですから。そうしたら、白老町さんと、逆にこのお金、スポーツ庁でもっと新しくモデルをつくるから、逆にもっと白老町にお金を与えるから、もっともっと実践してくださいとなるのです。それが町の生き残り策なのです。そこまでの魂を持った取組になっていますかということをお聞きしたいのです。いかがですか。

○議長（小西秀延君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） まず、今年度というか、単年度では効果が出ないと私が答弁した考えは、今回その取組の中で目指すところというのは、やはり健康寿命の延伸であったり、医療費の抑制であったり、それは確かに1年で効果が出るものと出ないもの、それは継続をしていく中でどんどん現れてくるものがありますので、そういうような趣旨の中で今回の補助事業の1年の中ではなかなか出づらなものもあるというような認識の中でご説明をさせていただきました。それで、今回事業採択を受けるに当たっての計画の中に、実は今回の健康増進キャラバン等に参加する方々の中で体脂肪率がどう改善したかですとか、あとロコモ度がどう改善したか、外出機会が増えたかどうかというようなところも評価指標の中で計画を持っているところがございます。こういう取組の中が保健指導に生かされるというか、今回の健康増進キャラバンの中で、先ほど保健師等にフィードバックしていくという取組も今までの業務にプラスのものをやっていただくことではなくて、あくまでもこれまで進めてきている特定保健指導の中に生かしていただくための連携ということになっておりますので、これにつきましては行き着くところは特定健康診査であったり、健康効果が見えるような医療費抑制であったりにつなげていきたいと思っております。

○議長（小西秀延君） 10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君） 答弁は分かるのですけれども、私からしてみるともっと各課連携してこれを研究してください。保健師だって健康指導するのはやっぱり特定健康診査に基づく保健指導をしてということであります。課長がおっしゃる中でいったら何か新しい仕事を生んでいるわけではないというのですけれども、本来のミッションをやっぱり忘れては駄目だと思うのです。そういうことで、最後に聞くのは進行管理の部分で生涯学習課だけということになると、これは危険です。必ずこれはうまい事業にならない。その部分と、あとはやっぱりもう少し先ほど私が言ったようなことを調査研究して、我々議員にも町民にもきちんと説明できるようなことを取らないと駄目です。その2点を最後に質問して終えます。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） スポーツ習慣化定着事業のご質問でございます。様々に貳又議員からご提言をいただきました。確かに進行管理の部分、各課連携でしていかなければならないという状況の中ではしっかりと受け止めさせていただきたいと思っております。主導的に動かしていくというのが生涯学習課だよということで担当課長からお話があったとは思っておりますけれども、これはやはり町として様々な部署で各課連携した中で事業は進めさせていただきたいと思っております。

この事業の効果というのが町民の皆さんが体を動かす機会を増やす、そして健康になっていただくという見える化というのが非常に、私は健康になりました、私は健康になりましたというのがなかなか見える化というのはしづらいというような部分は重々承知しております。ただ、やはり体を動かす、皆さんが健康になっていただくというようなことが最終的な着地点ですので、もちろん国からの事業効果によっていろいろと財源の補助があるですとかということも必要なことは確かなのですけれども、我々はそれを目的にしているわけではありません。町民の皆さんの健康、いかに体を動かす機会を充実させるかということが我々の事業の目的でありますので、その辺はご理解いただければと思います。

〔「答弁漏れ。参加者の目標数だけ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） すみません。答弁漏れがございました。今回参加目標に掲げている部分でございますけれども、今回健康増進キャラバンが全12会場ということで想定しております。各会場のキャパシティー等もありますので、大きい会場では大体30名程度、小さい町内会館等を想定するところでは10名程度ということで、おおむね8回程度同じ会場で行っていくというような想定をしております。延べ参加者数でいきますと約2,000名程度の健康増進キャラバンにご参加をいただくということを想定しております。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小西秀延君） 日程第3、議案第2号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議2—1をお開きください。議案第2号でございます。令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,110万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月14日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(小西秀延君) 日程第4、議案第3号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

森高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(森 誠一君) 議3-1をお開きください。議案第3号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,970万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,582万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月14日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計  
補正予算（第1号）

○議長（小西秀延君） 日程第5、議案第4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 議4―1をお開きください。議案第4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額11億3,918万円、補正予定額マイナス330万2,000円、計11億3,587万8,000円。

第2項医業外収益、既決予定額4億3,669万7,000円、補正予定額330万2,000円、計4億3,339万5,000円。

第1款病院事業費用、既決予定額11億2,863万円、補正予定額マイナス152万8,000円、計11億2,710万2,000円。

第1項医業費用、既決予定額9億8,491万5,000円、補正予定額386万円、計9億8,877万5,000円。

第2項医業外費用、既決予定額1,775万8,000円、補正予定額マイナス538万8,000円、計1,237万円。

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,055万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,652万4,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,055万円」を「当年度分損益勘定留保資金1,652万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既決予定額2億2,870万円、補正予定額マイナス2,760万円、計2億110万円。

第1項出資金、既決予定額1億2,010万円、補正予定額マイナス4,350万円、計7,660万円。

第2項企業債、既決予定額1億860万円、補正予定額1,200万円、計1億2,060万円。

第4項他会計負担金、既決予定額ゼロ円、補正予定額390万円、計390万円。

議4―2をお開きください。

第1款資本的支出、既決予定額2億3,925万円、補正予定額マイナス2,162万6,000円、計2億1,762万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額2億3,925万円、補正予定額マイナス3,150万円、計2億775万円。

第2項企業債償還金、既決予定額ゼロ円、補正予定額987万4,000円、計987万4,000円。

第4条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法のうち、町立病院改築事業の限度額「9,120万円」を「1億190万円」に改め、町立病院改築事業の限度額「1,740万円」を「1,870万円」に改める。

第5条、一時借入金の限度額「6億200万円」を「17億9,000万円」に改める。

第6条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。  
事項、新病院移設業務委託、期間、令和7年度から令和7年度、限度額3,150万円。

事項、財務会計システム保守業務委託、期間、令和7年度から令和10年度、限度額214万2,000円。

令和6年6月14日提出。白老町長。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） 2番、田上です。議4—6なのですけれども、収益的支出で23節委託料で説明の欄です。1,178万9,000円ということになっておりますけれども、この1,178万9,000円の中で医療コンサル業務委託ほかとなっておりますけれども、その内訳を教えてください。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 内訳の部分でございますけれども、議案説明会でもご説明申し上げましたが、医療系コンサルタントと新たに契約するための委託料674万円、それから地域包括ケア病床の再導入を新病院に向けて取り組むための委託料として462万円、それから債務負担行為の設定で計上漏れがございましたけれども、今回その分の財務会計システム、昨年導入した分の今年度計上漏れとなっております42万9,000円、合わせまして1,178万9,000円でございます。

○議長（小西秀延君） 2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） 2番、田上です。医療系コンサルタントと財務会計システムの保守、これは分かったのですけれども、地域包括ケア病床の再導入で462万円、現在の地域包括ケア病床はたしか中止となっていたはずだったのですけれども、再導入するのに462万円という、なぜこれまで金額がかかるのか、具体的にあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 地域包括ケア病床導入に関わるコンサルティング業務委託ということで、昨年来までこういったケースの業務委託を行ってきた中ではございますが、この462万円という額に関しましては業務見積りの中で今後、本日議決いただいた後に契約等の審査を経て契約することになりますが、おおむね期間としては年内ということで6か月という見込みを設定いたしまして、それに関わる直接経費でいきますと人件費、その他旅費等に関して間接費、その管理料という中でのそれぞれの導入における施設基準見合いとその支援、それから院内の調整、あとは実践として関わる部分としては病床管理上でいくベッドコントロール、

そういったところの業務を院内に出向くこと、または必要に応じてウェブ等での指導をいただくような流れでの仕様書ベースということで今は想定しております。

○議長（小西秀延君） 2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） 医療系コンサルタントに674万円が支払われるわけなのですが、それは今年1年限りの契約の674万円なののでしょうか。また、その674万円以外の請求はないですか。過去にあらかじめ決めた金額なのに、コンサルティング会社によっては1コンサルティング幾ら、もしくは社員が病院まで来るのに交通費幾らとほかから後で請求が来たことがあった経歴があるのです。ですので、本当にそのコンサルティング会社に674万円だけで終わっている、この1年間かけて終わるのか。

それと、もう一つ、すみません。理事者は、コンサルタントが担うのはあくまでも助言、それから支援となっていましたけれども、コンサルタントは病院の現場内ではどういった立ち位置で助言、支援というのを行うのか伺います。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） まず、医療系コンサルタントの費用に関する後づけの費用がかかるかどうかということです。それに関しましては、想定は何とも、そういう契約としての想定はしていないものですから、あくまで自治体として、公会計であったとしても単年契約であって、仕様書に基づく契約、期間、今想定としては令和7年3月末という期間を想定しておりますけれども、その中でその後の負担、これが何かしらの情勢上の変化とか物価上昇とかありますけれども、そういうものは現在想定してございません。あくまで先ほどの地域包括ケア病床と同じですけれども、人件費ベースの直接経費、間接経費等、その他管理費も踏まえてこの契約金額になっておりますので、医者、看護師等の人材派遣等の、人材の紹介というところでの出来高というものは病院内としても発生して出来高払いというのはあるかと思っておりますけれども、このコンサルティング業務に関してはそういった部分の想定はしておりませんので、ご理解いただければと思います。

また、助言、指導の中でコンサルティング業務の関係性ということだと思っておりますけれども、業務委託契約上でいきますと我々が委託者という立場であって、受ける業者につきましては受託者という関係性がまず1つある中で、契約行為の中で当然仕様書を固めます。業務の内容を決めることです。その業務内容に沿った中で指揮命令、必要に応じてアドバイスをいただく、それに対する我々の実動をどうしていくかということの協議になりますので、そういう助言、指導の中で委託者と受託者の関係性が成り立つと捉えております。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） それで、今病院の中で院長も頑張っていて、入院の患者も増えて、少し一生懸命やっているし、聞けば先生方も一生懸命親切に診察しているので、多少これからも収益は上がると思うのだけれども、ただ田上議員が質問した中でお互いに、水口議員も心配しているのですけれども、それで具体的にちょっとだけ伺うのだけれども、コンサルタントを、今言ったように町長も助言、支援すると言っているのだけれども、田上議員も言ったように今まで結構計画書というのを棚上げされて終わりなのです。では、そのコンサルタントが病院の中に

入って何かやるのかどうか。社員を派遣したり、あるいは助言、指導ですから、どういう立場で看護師とか事務職員、事務長を頭ごなしにやらないと思うけれども、どうするのかと。そして、前は理事職は院長と事務長の間の経営管理をすと言ったよね。そして、俯瞰的に全部見る。このコンサルタントは、これから発注するのだけれども、町長と事務長の思いで何をスポットとして委託して成果を出そうとしているのかということ。これは、今聞いたらコンサルティングは1年程度というのだけれども、これが終わる。では、町長も令和7年度以降の理事職を諦めていないのです、あれだけ3月に大々的に議論して条例改正しながら。だけれども、令和7年度以降諦めていないということになると、コンサルタントが出したものが単年度で終わらないですよ、私が前段言った支援するのにもコンサルタントが入ったときに。それはいつまでの指導の期間になっているのか。これが一番大事なのです。言葉は悪いのだけれども、今対処するもの、これを何とか乗り切ろうということで議論されたら困るのです。そこはやっぱり実績が伴って効果が出てこないと結果的に、過去3回したものがあるのです、委託。やっています。公益社団法人全国自治体病院協会はやっているのです。あのときを見たら指摘とか課題とかどうすべきかが全部書いてあるのです。頼まなくてもあれを改めてやれば直るはずなのです。その部分をあまり長く話すのは嫌だから、その辺。2点。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） これまで3月までの体制でいけばいろいろご心配、不安等があって、そういった状況は私としても真摯に受け止めなければいけないと思っております。そういう意味で、改善を努める上で今回理事職がなかなか採用に至らなかったことをスピードを上げて進めていく上でのコンサルティング業務の今回の上程させていただいた経緯でございますけれども、コンサルティング業務は一般的にでも常時勤務場所に常設するわけではなく、定期的な我々とのいろんなデータ交換であったり、状況の分析であったり、そういった部分の意見交換は事務方としてやる想定は持っております。必要に応じてはウェブ会議ということも想定しております。その中で、我々としてはやはり意識改革というものも1つ念頭に置いております。そういう意味では看護師を含めた研修的な目的もすれば、このコンサルタントの担当者にもいろんな意味での形で見える化を図る上で今の経営状況であったり、診療報酬の算定であったり、それぞれの職員がそれぞれの立場で業務を行う上でのそういったことを洗い出していくという取組をしております。そういう意味では理事職と同様な考えをこのコンサルタントにも持っていくのですけれども、ただ理事職自体は常設になる想定ですけれども、それをコンサルタントとしてスポット的に業務契約を行いながら進めていくという流れで改善を進めていきたいという考えでございます。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 私は、コンサルティングの効果を出したくて言っているのです、過去の例を言っ。それで、先ほど言ったのは全国自治体病院協会にやっているのです。これは本当に具体的で、専門屋がつくっていますから、中身はここにあるけれども、きちんとここにもう出ているのです、後で町長も見たいのだけれども。これをやっていたらもう再建できているはずなのです。私が言いたいのは、事務長のは分かった。だけれども、ではコンサルタン

トの人が入ってきて、今言ったことはダイレクトに職員に言えないですよ。そうしたら、これは院長とか事務長を通してやっていくのかいということを行っているの、私が言っているのは。指導、助言は。どういう立場にあってやるのですかということです。権限がなければ誰も言うことを聞かないのですよ、コンサルタントが何を言っているのよって。だから、そこをきちんと、町長も指示しているか分からないけれども、それをきちんと立ち位置を整理して、看護師でも事務長や事務職員でも彼らが言われたときに、そういう命令系統で言っているから、これはひとつ指示を受けたからやらなければいけないとかなんかではなくて、あなたは何を言っているのみたいな話になったら困るから言っているのです。過去の例も踏まえて言っているのです。事務長がやれると思うから私は言っているのです。そこを、責めているのではないからね。これはきちんとはつきり町長も事務長も職員もコンサルタントがどういう立場で入ってくる、何をしなければならぬということは、それこそ先ほど言ったように情報共有と意思を統一しておかないと乱れますよ、組織が。そういうことを心配しているのです。過去の例がそうだから。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 過去の例を一蹴して前に進めていきたいと思えます。今全国自治体病院協議会のものが出たと思うのですが、全て把握できておりませんが、恐らく過去に経営診断報告を行ったものだと思っております。それら過去のものの検証につきましては時間を少しでも取りながら、私も資料を確認しながら進めています。ただ、やはり情勢の変化というものは否めません。そういった部分で、これが3月まででこういったものが積み上げてきていけば私が事務長としての立場はなく、もっとうまくいったかもしれません。そういう部分でいけば今までの経営改善計画、令和7年度までの期間がありますけれども、それが今ある中で進めていくことですので、それをまた全体を精査しながら業務委託の中できちんとブラッシュアップして前へ進めていきたいということですので、決して置き去りにするわけではなく、過去のものをきちんと精査をかけながら今の情勢に合わせて進めていくという考えなので、ご理解いただきたいのと、指揮命令に関しては院外に医局会議、管理会議、またそれぞれ看護局、診療技術局なり等を併せた薬事審議会等も、いろいろ施設基準に見合った会議、それから庶務規程の中にある会議というものがきちんと位置づけられております。そこに業務委託の中で、やはり院内での合意形成を図る上ではそういった会議にきちんと院長主導の下で業務委託の状況、ここの進め方を図り、必要に応じては業務委託の担当者も交えてそういったことをやる。さらには、必要に応じて先に、この経過を言いそびれましたけれども、この経過を踏まえて院内全体で研修的な目的でそういったところで浸透性を図るということも今後やっていかなければいけないかなと捉えて想定しております。どこまでこれが実現できるかはまだまだ何とも言えないのですけれども、着実に来年5月の新病院開院に向けて進めていきたい考えでございますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 医療コンサルタントの事業のお話でございます。まず、今年度は理事職を配置するというような私のお話で、現時点として配置できなかったことについては本当に

責任を痛感しているところでございます。理事職が配置できなかったからということですがコンサルタントというようなことではなくて、病院の中でもしっかりとどういった方向性を見いだしたらいいだろうというような状況の中で今回医療コンサル委託業務というような状況の中で予算の計上をさせていただきました。私は、来年5月の新病院の開院に向けて中身もしっかりと改革していくというお約束を町民の皆さんとしております。その中で今何をすべきかと考えたときに、やはり今のこのままの状況ではなかなか正直なところ改革はできないという中で、前進するためにはこういった医療コンサルタントのプロのお力を借りるということで今回決断をさせていただきました。前田議員からのご質問をいただきましたけれども、私もこれまでのコンサルティング業務でこうしたほうがいいよ、ああしたほうがいいよということではなくて、実務的に指導いただく、一方的な指導とか支援ということではなくて、事務長からお話があったように、例えば医局会議の中にも入っていただくですとか、より具体的な指導、支援をいただきたいというようなイメージを持っているところでございます。とにかく前進する、前へ向いて進んでいくというようなことでこの病院の改革は進めさせていただきたいと思っております。

それと、最後に小西議長が行政と議会は車の両輪だというようなお話をさせていただいております。本当に心強いご発言をいただいております。そういった中では行政だけではこの病院の改革、正直なところ進まないところも状況としてはございます。これまでも議員の皆さんに様々にご提言やご意見を頂戴しているところなのですけれども、さらなるお力添えを議員の皆さんにもいただきたい、令和7年5月の新病院に向けてもう待たなしの状況なものですから、何とぞ議員の皆さんにもこれまで以上のお力添えをいただきたいということをお願いして私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 1番、水口です。町長、私も今町長の考えを聞いて、1点言わせていただきたいのは、やっぱり病院会計です。この予算書に当たってミスがかなり多いと思います、今回聞いていても。このことは、議員に情報を出すのはやっぱり予算書だと思うのです。やはり当初から見ればこれだけ変わっているという予算書が私は今までないと思うのです。一般会計からも今回59万8,000円繰り出しているわけです。そういう意味でも一般会計もこの予算が本当に正しいかどうか、これはやっぱり行政のみんなの力で病院会計を支えなければ、一般会計からどんどん、どんどん繰り出しを出すということは職員の考え方、一般会計を予算でやって、シュレッターが壊れたから40万円とかって、こうやって予算している人から見れば病院会計に9,000万円だ、1億6,000万円だ、何かがあったから1億2,000万円だ、当初から4億五千何ぼだとかってやるとモチベーションが下がるので、我々も理事を置こうがコンサルティングをやろうが病院の経営がよくなれば、本当に議員として望んでいます。挑戦をして、試行錯誤していると思います。足踏みをしたり、前に出て、また戻ったりすることはあるのですが、新病院に向けて皆さんで、職員一丸となってこの病院に関してやってもらいたいと思っております。

まず、私が町長に言いたいのは、こういう予算書のミスがあれば我々はチェックできないですから、これはもう一回、事務長も今行かれたばかりで本当に苦労していると思っております。病院

のスタッフが夜遅くまでやっているのも私も分かっています。そこを副町長も含めて理事者、あと企画財政課長、これもただ単に一般会計から出せばいいというものではないのです。もう出さないぐらいに改革しなければ、私はこの病院会計だけ本当にしっかり細かい内訳までもらわないと、一般会計と同じようにやってもらわないと見るのが、チェックができないのです。そういうことを含めて今後決算審査特別委員会が、今後決算も変わってきますから、一般会計と同じように費用対効果も含めて細かくこれから見ていきたいと思いますので、我々も協力します。我々の会派も病院に対して批判ばかりはしません。重箱の隅をつつくようなことはしませんから、とにかく前に進むように考えていますので、私の考えはそう思っていますので、町長、その辺はいかがですか。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 今回は病院の会計で様々に予算書の不手際があったということで大変申し訳なく思っております。やはりこれまでも事務の不適切な手続ですとか、予算書というのは一番行政として根幹をなすものですので、このようなことがないようにしっかりと進めさせていただきたいと思います。

さらには、今後の病院の運営も含めて水口議員から今様々にご指摘をいただきました。そのとおりだなということでしっかりと受け止めさせていただきたいと思います。

先ほども、答弁が繰り返しになるかもしれないのですけれども、やはり様々に病院の事務処理の問題ですとか、様々な過去の問題ということで、全てうみを出し切っているかという、私の分からないところであるかもしれないのですけれども、私自身としてはしっかりと前を向くようにこれまでやらさせていただいたつもりです。ですから、来年の5月に向けて今度はもう待たなしというような状況ですので、一般会計からの繰り出しのお話もありましたけれども、しっかりと病院単独で、企業会計の精神に基づいた中で経営ができるように全力を尽くしてまいりたいと思います。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（小西秀延君） 日程第 6、議案第 5 号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） それでは、議 5—1 をお開き願います。議案第 5 号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 14 日提出。白老町長。

改正文の朗読は省略させていただきます、下のほうにあります附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、次のページ、議 5—2 をお開き願います。議案説明でございます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正され、保護命令制度が拡充されたこと等に伴い、同法において接近禁止命令及び退去等命令が定められるとともに、これらの命令を規定する条文が変更となったことから、本条例の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町営住宅条例新旧対照表

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(入居者資格)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、</p> | <p>(入居者資格)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイ</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3及び4 略</p> | <p>のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3及び4 略</p> |
|---|---|

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正について

○議長（小西秀延君） 日程第7、議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議6—1をお開きください。議案第6号でございます。北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり改正する。

令和6年6月14日提出。白老町長。

附則でございます。第1項、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

続きまして、議案説明でございます。議6—2をお開きください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

北海道後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。<br/><u>ただし、当該事務のうち別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。</u></p> <p><u>1 被保険者の資格の管理に関する事務</u></p> <p><u>2 医療給付に関する事務</u></p> <p><u>3 保険料の賦課に関する事務</u></p> <p><u>4 保健事業に関する事務</u></p> <p><u>5 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u></p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表第2</u>により、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p><u>別表第1（第4条関係）</u></p> <p><u>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</u></p> <p><u>2 被保険者証及び資格証明書の引渡し</u></p> <p><u>3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u></p> <p><u>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証</u></p> | <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>及び高齢者医療確保法に基づき命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</u></p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表</u>により、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p>(削除)</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p><u>明書の引渡し</u></p> <p><u>5 保険料に関する申請の受付</u></p> <p><u>6 前各号に掲げる事務に付随する事務</u></p> <p><u>別表第2</u>（第19条関係）</p> <p>略</p> <p>附 則（平成25年11月20日北海道知事届出）</p> <p>略</p> | <p><u>別表</u>（第19条関係）</p> <p>略</p> <p>附 則（平成25年11月20日北海道知事届出）</p> <p>略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。</u></p> |
|--|---|

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第7号 財産の取得について

○議長（小西秀延君） 日程第8、議案第7号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 議7-1をお開きください。議案第7号でございます。財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和6年6月14日提出。白老町長。

1、取得する財産、マイクロバス、1台。

2、取得予定金額、912万2,660円。

3、取得の目的、教育活動に係る送迎用マイクロバスの整備。

4、取得の方法、指名競争入札による購入。

5、契約の相手方、白老郡白老町字石山9番地42、北海産業株式会社白老営業所所長、大村智之。

議7—2をお開きください。議案説明になります。財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものがあります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第8号 工事請負契約の締結について（令和6年度施行 街路灯改修工事）

○議長（小西秀延君） 日程第9、議案第8号 工事請負契約の締結について（令和6年度施行 街路灯改修工事）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 議8—1をお開きください。議案第8号でございます。工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年6月14日提出。白老町長。

- 1、契約の目的、令和6年度施行 街路灯改修工事。
- 2、契約の方法、制限付一般競争入札。
- 3、契約の金額、1億857万円。
- 4、契約の相手方、白電社・新興特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町高砂町1丁目1番55号、株式会社白電社代表取締役、谷島和治、構成員、苫小牧市新開町3丁目10番1号、株式会社新興電気代表取締役、中山卓也。

5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

議8-2をお開きください。議案説明でございます。

1、工事場所、白老郡白老町町内一円。

2、工事概要、本工事は、道路安全の確保、維持管理のコスト削減及び施設の長寿命化を図るため、街路灯のLED化改修を行うものであり、今年度はLED未改修となっている町内558基のうち、307基の改修を実施するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 工事請負契約の締結について（令和6年度施行 街路灯改修工事）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎報告第1号 令和5年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（小西秀延君） 日程第10、報告第1号 令和5年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 報1-1をお開きください。報告第1号でございます。令和5年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和5年度白老町一般会計補正予算（第12号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月14日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

---

◎報告第2号 令和5年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（小西秀延君） 日程第11、報告第2号 令和5年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本康正君） 報2—1をお開きください。報告第2号でございます。令和5年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書について。

令和5年度白老町下水道事業会計予算の建設改良費の一部は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月14日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

---

◎報告第3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について

○議長（小西秀延君） 日程第12、報告第3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 報3—1をお開きください。報告第3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について。

令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算の建設改良費の一部は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月14日提出。白老町長。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 報告第3号はこれをもって報告済みといたします。

---

◎報告第4号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

○議長（小西秀延君） 日程第13、報告第4号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 報4-1をお開きください。報告第4号です。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和6年6月14日提出。白老町長。

記、(1)、一般財団法人白老町体育協会令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画。

(2)、一般社団法人しらおい振興センター令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 報告第4号はこれをもって報告済みといたします。

ここで議案の差し替えが生じました。ここで暫時休憩といたしまして、そこで議案の差し替えを行いたいと思います。

休憩 午後 0時06分

---

再開 午後 1時00分

○議長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

◎報告第5号 例月出納検査の結果報告について

○議長（小西秀延君） 日程第14、報告第5号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 報告第5号はこれをもって報告済みといたします。

---

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（小西秀延君） 日程第15、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、北海道町村議会議長会が主催する議員研修会などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣したいと思います。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することと決定いたしました。

---

◎意見書案第3号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を  
求める意見書（案）

○議長（小西秀延君） 日程第16、意見書案第3号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

3番、氏家裕治議員。

〔3番 氏家裕治君登壇〕

○3番（氏家裕治君） 意見書案第3号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢とな

った。

このように、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求める。

#### 記

1. 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
2. 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
3. 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第3号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

#### ◎意見書案第4号 下水道の維持管理・更新におけるウォーターP P P導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）

○議長（小西秀延君） 日程第17、意見書案第4号 下水道の維持管理・更新におけるウォーターP P P導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

3番、氏家裕治議員。

〔3番 氏家裕治君登壇〕

○3番（氏家裕治君） 意見書案第4号。

提出者、賛成者は、記載のとおりです。

下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての  
丁寧な対応を求める意見書（案）

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変に重要な課題である。地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、1990年代に建設されたものが多く、下水道管の耐用年数をおよそ35年と仮定すると2025年頃から大量に更新時期を迎えることが予想される。

この地方公共団体の下水道事業においては、この施設の老朽化に加えて、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化やDXをはじめとする効果的・効率的な取組が求められている。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）を策定し公共施設等運営事業へ移行する方針を示した。下水道においては、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指して、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体化にマネジメントする方式（ウォーターPPP）を導入することとした。

さらに政府は、社会資本整備総合交付金等の交付要件について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」とした。

この下水道事業では、PPP/PFIの導入が、政令指定都市をはじめ、人口20万人以上の大規模地方公共団体で進んでいるが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実である。この原因の一つにPPP/PFI手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体にはノウハウが少なく、施設等の規模も小さく事業規模が大きくなりくいことなどがある。

よって、政府に対して、地方公共団体が民間との連携のもとで、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指してのウォーターPPPの導入について、下記の事項について特段の配慮を求める。

記

1. 地方公共団体への導入支援において、職員向けのガイドラインだけではなく、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
2. 社会資本整備総合交付金の交付について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」との政府の方針について、地方公共団体の取組状況に応じて弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第4号 下水道の維持管理・更新におけるウォーターP P P導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

#### ◎意見書案第5号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）

○議長（小西秀延君） 日程第18、意見書案第5号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、佐藤雄大議員。

〔8番 佐藤雄大君登壇〕

○8番（佐藤雄大君） 意見書案第5号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

#### 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）

現在、我が国では、乳幼児に対する母子保健法に基づく歯科健診や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは、義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、前進の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要である。

こうした中、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」に

において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」を行うことが初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

#### 記

1. いわゆる国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
2. いわゆる国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。
3. いわゆる国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるよう、総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第5号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

#### ◎意見書案第6号 地方公共団体職員の多忙化の解消を求める 意見書（案）

○議長（小西秀延君） 日程第19、意見書案第6号 地方公共団体職員の多忙化の解消を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

1番、水口光盛議員。

〔1番 水口光盛君登壇〕

○1番（水口光盛君） 意見書案第6号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

地方公共団体職員の多忙化の解消を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

#### 地方公共団体職員の多忙化の解消を求める意見書（案）

地方公共団体職員の深刻な多忙化が続いている。一般定期健康診断結果の有所見率は、令和4年度で79.6%（一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会調査）にもなっている。また、長期病休者も多く、そのうち「精神及び行動の障害」の該当者は、令和4年度で65.8%となり、15年前（平成19年度）の2.1倍である。

これは、地方公共団体の職員が減少し、人手不足の中、業務の複雑化や、通常業務のほかに新たな業務が追加されることなどによる多忙化や心理的・肉体的な負担の増加も原因であると考えられる。

新型コロナウイルス感染症対策やマイナンバーカード申請対応が、この事態にさらに拍車をかけたが、国の物価高騰対策と称される「経済対策」は令和5年11月の補正予算だけでも13兆円余りで、様々な補助金・給付金・減税がその中身であり、低所得者対策だけでなく、企業投資や減災対策など様々であることに加え、令和6年度以降からは社会保障や税控除の見直しなども検討されており、この膨大な業務量は、地方公共団体の業務とされ、これからさらに地方公共団体職員の多忙化が激しく進んでいくと思われる。

このことは、住民に対する丁寧な対応そのものをますます困難にさせることが予想される。住民への丁寧な対応と、地方公共団体職員の過労防止のためにも、仕事量に対応する人員確保と労働条件の改善が必要不可欠である。

よって、国会及び政府に対し下記事項について強く要望する。

#### 記

1. 地方公共団体職員の仕事量に対応する人員確保と労働条件の改善に向け、地方公共団体の財源の確保を行うこと。
2. 地方公共団体に厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を徹底させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第6号 地方公共団体職員の多忙化の解消を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、意見書案第 6 号は原案のとおり可決されました。  
議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

◎意見書案第 7 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・  
林業・木材産業施策の充実・強化を求める  
意見書（案）

○議長（小西秀延君） 日程第20、意見書案第 7 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・  
林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

9 番、前田博之議員。

〔9 番 前田博之君登壇〕

○9 番（前田博之君） 意見書案第 7 号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書  
（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の  
充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国会及び政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、

建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

#### ◎委員会所管事務調査の報告について

○議長（小西秀延君） 日程第21、委員会所管事務調査について調査結果の報告を求めます。最初に、産業厚生常任委員会森哲也委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 森 哲也君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（森 哲也君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、高齢者の生活支援サービスについて。(2)、分科会、民生委員児童委員協議会との懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、参考人として出席した者の職・氏名、7、分科会懇談のために出席した者の職・氏名、8、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

9、調査結果。

(1)、常任委員会。

町の現状について。

①、生活支援サービスについて。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるには、生活支援サービスと地域の協力、高齢者自身の社会参加が不可欠である。

市町村及び地域は、多様な生活支援サービスを提供し、高齢者の社会参加を一層進めることを通じて、住民同士が互いに支え合う地域づくりを進める必要がある。

町が実施している生活支援サービスの分類として、介護者支援、家事援助、交流サロン、外

出支援、配食（見守り）、見守り（安否確認）があり、介護保険及び総合事業において相談窓口、健康体操、緊急通報システム等、複数の事業が実施されている。

## ②、移動手段について。

地域住民の日常生活や社会生活における移動、また観光客などの交通手段として利用される地域公共交通は、地域循環バス「元気号」、交流促進バス「ぐるぼん」、デマンドバス「カムイ号」が運行されている。

公共交通機関を単独で利用することが困難な高齢者や障がい者などの会員を対象に、営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車を使用して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスである福祉有償運送は、社会福祉法人、NPO法人各2事業所が実施している。

また、車椅子やストレッチャーを利用して通院、転院、入退院、リハビリなどの送迎に対応する介護タクシーは、1事業所が実施している。

## ③、課題について。

本町の令和5年8月末時点の人口は1万5,520人で、令和7年1万4,852人、令和22年には9,952人と減少していくことが予測されている。

また、65歳以上の高齢者人口は令和元年以降減少しているが、高齢化率は人口減少に伴い引き続き上昇することが予測されており、生活支援サービスの需要は高まると考えられる。

しかし、生活支援サービスを実施している事業所は慢性的に人手不足であり、担い手対策が急務である。

高齢者の社会参加や日常生活の移動において福祉有償運送や介護タクシーは重要な手段となっているが、燃料費高騰などによる経費の増加や人材不足により事業継続が困難となっている。

また、高齢化に伴い移動困難者の増加が予測されるが、実態の把握は難しい状況にある。

委員会意見。

第1に、高齢者の社会参加活動を促進すべきである。社会参加により新たな役割や居場所を得ることで生きがいを感じ、介護予防や健康増進につながっている。地域サロンやサークル活動等の介護予防効果やスポーツによる健康増進の効果を分析し発信することで、参加人数の向上につながると考える。

介護予防には生活支援コーディネーター、スポーツによる健康増進には地域おこし協力隊を活用し実施していくべきである。

また、高齢者大学の移転が活動機会の減少につながることはないよう、移転先へのバス停の設置を検討すべきである。

第2に、福祉有償運送や介護タクシーは、要介護者や障害者手帳を保持している方で公共交通機関の利用が困難な方にとって重要な移動手段であるが、燃料費高騰や車両維持費等の必要経費の負担が大きく事業の継続が困難な状況である。要介護者などにとって移動手段の確保が断たれることは通院に支障を来し、身体状況の悪化にもつながるなどの影響が考えられる。

よって、福祉有償運送や介護タクシー事業所の事業継続のため、早急に補助金の支給など支援策を講じるべきである。

第3に、高齢者の生活を支援する上で地域公共交通が果たす役割は大きく、利便性の向上が

必要と考える。町内では元気号、ぐるぼん、カムイ号など複数のバスが運行し、停留所が重複しているため、時刻表とパンフレットの表記などを誰もが分かりやすい内容にしていくべきである。

ダイヤ改正やバス停の配置を決める際には、自家用車を使用していない方や町内会等からの意見の聞き取りのほか、生活支援コーディネーター等を活用し、移動困難者の実態を把握すべきである。

最後に、住み続けられる地域を目指すことが重要である。少子高齢化・人口減少の現状から、高齢者の移動手段の確保を地域全体の課題として考える必要がある。様々な課題を解決していく上で地域公共交通の中心となる機関の構築が必要であり、デマンドバスのドア・ツー・ドア、ライドシェアの導入、スクールバスの共同利用を検討していくべきである。

また、元気号の登別延伸は、都市間交通の路線であるため難しい状況ではあるが、実現に向けて協議や検討を継続していくべきである。

町民の足の確保、利便性の向上のため、未来を見据えた展望を町民に示していくべきである。

(2)、分科会。

産業厚生分科会は、白老町民生委員児童委員協議会との懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（小西秀延君） 次に、広報広聴常任委員長谷川かおり委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 長谷川かおり君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（長谷川かおり君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、議会広報紙の編集及び発行に関する事項。(2)、議会広報・広聴の実施に関する事項。(3)、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広報紙の編集及び発行に関する事項、議会広報・広聴の実施に関する事項、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

広報広聴小委員会委員の選任及び動画配信により行うこととした議会報告会の実施に向け撮影を行った。

(2)、小委員会。

①、議会広報紙の編集・発行。

議会だより第187号の編集・発行を行った。

②、議会広報・広聴の実施。

議会報告会の実施に向け、撮影動画の編集等を行った。

③、議会広報・広聴の調査・研究。

白老町議会運営基準により定期的実施することとしている「議会報告会」及び「議会懇談会」の在り方や実施方法、議会活動の情報発信について、継続して検討していくこととした。

以上であります。

○議長（小西秀延君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） それでは、これをもって報告済みといたします。

---

◎諸般の報告

○議長（小西秀延君） 日程第22、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしく願いいたします。

次に、総務文教常任委員会において調査中である所管事務の調査期間の延期について報告いたします。総務文教常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、小中学校及び地域活動におけるスポーツ振興の現状と課題について、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付しました通知書のとおり、調査期間の延期について申出がありました。総務文教常任委員会においては、引き続き調査等よろしく願いいたします。

次に、皆様には要望書等2件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いいたします。

---

◎休会の議決

○議長（小西秀延君） 日程第23、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため6月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日22日から9月30日までの101日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

明日22日から9月30日までの101日間を休会といたします。

---

◎散会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時38分）



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小 西 秀 延

署 名 議 員 前 田 弘 幹

署 名 議 員 森 山 秀 晃

署 名 議 員 佐 藤 雄 大